

〈 請求に関する基本的事項 〉

総合事業におけるサービス費の請求については、これまでどおり、各事業所から国保連へ請求していただくこととなります。請求にあたってのポイントは、以下のとおりです。

※例外的に、介護予防ケアマネジメント費については、地域包括支援センターから市に請求データを提出していただき、市がとりまとめて国保連へ提出します。

1 総合事業におけるサービスコードの種類について

種類	サービスの内容	備考
A1	国基準訪問型サービス（みなし指定対象事業所）	平成27年3月31日時点で指定を受けていた、介護予防訪問介護事業所・介護予防通所介護事業所については、国基準訪問型・国基準通所型サービスを提供できる事業所として指定を受けたものとみなされる。
A2	国基準訪問型サービス（みなし指定対象外事業所）	
A3	訪問型サービスA	
A5	国基準通所型サービス（みなし指定対象事業所）	
A6	国基準通所型サービス（みなし指定対象外事業所）	
A7	通所型サービスC	

2 総合事業のサービスコードにより請求する対象者について

上記のサービスコードを使用して請求する対象となる方は、認定有効期間が平成29年4月1日以降で始まる、要支援1・2または事業対象者の方です。

※平成28年度中に受けた要支援認定期間が満了していない方で、介護予防訪問介護・介護予防通所介護を利用している方については、今までと同様、右記のコードで請求することとなります。

種類	サービスの内容
61	介護予防訪問介護
65	介護予防通所介護
46	介護予防支援

3 総合事業におけるサービス費を請求する際の様式について

総合事業におけるサービス費を請求する際の様式は、下記のとおりです。記載にあたっては、独立行政法人福祉医療機構（WAMNET）のホームページの掲載資料：IV-4をご参照ください。

訪問介護事業所（A1・A2・A3） 通所介護事業所（A5・A6・A7）	
種別	様式
請求書	様式第1の2
明細書	様式第2の3
-	-

地域包括支援センター （介護予防ケアマネジメント）	
種別	様式
請求書	ケアマネジメント 請求情報（データによる提出）
明細書	
給付管理票	様式第11